TPP 交渉差止・違憲訴訟 第 2 回口頭弁論期日 報告

■概要

2015年11月16日(月)、TPP 交渉差止・違憲訴訟の第2回口頭 弁論期日が東京地方裁判所103法 廷において開かれ、98名の傍聴席 は抽選で満席となりました。

当日は、原告である元外務省国際情報局長の孫崎享さん、NPO法 人アトピッ子地球の子ネットワーク事務局長の赤城智美さんによる



意見陳述を行う予定でしたが、裁判官は、第1回期日では3人の意見陳述を認めたのに関わらず、事前の進行協議で、今後の原告意見陳述を認めない考えを明らかにしました。そのため、原告側の訴訟代理人(弁護団)は、まず訴訟進行について「毎回の法廷で、原告3名の意見陳述を各10分間ずつ保証すること」「原告代理人の準備書面の陳述を少なくとも30分間保証すること」を求める申し入れを行いました。

辻恵弁護士は、申し入れの理由について、民事訴訟法 87条 1 項で、「当事者は、訴訟について、裁判所において口頭弁論しなければならない」と口頭弁論主義を原則としていること、同 249条 1 項では、「判決は、その基本となる口頭弁論に関与した裁判官がする」としていること、また憲法 82条で「裁判の対審及び判決は、公開の法廷で行わなければならない」、同 32条で「国民は何人も裁判を受ける権利がある」と規定していることを挙げ、原告は口頭主義、直接主義による、納得のいく裁判を受ける権利があると強く主張しました。しかし裁判長は、「意見陳述の機会は認めない」の一点張りでした。

一方で、裁判長からは「次回以降は次回で検討する」、被告側からは「事前に準備書面と して出されれば対応する」との返答を得て、弁護団は、予め用意していた原告の準備書面 を留保し、次回提出することとしました。

原告代理人の準備書面陳述では、まず田井勝弁護士が、第1準備書面で国の主張に対する 反論を陳述。「TPP が例え将来の権利関係であったとしても、確認を求める利益は存するし、 すでに権利は侵害され続けている。知る権利、人格権、生存権など、具体的権利義務に関 する争いであることは明確」と述べました。

次に、岩月浩二弁護団共同代表は、第2準備書面でISD条項について陳述。米韓FTA交渉過程において、韓国法務部が「国内法秩序全体に対してISD条項が超憲法的な影響を及ぼし、憲法違反の問題が生じる」と指摘、他方で最高裁に当たる大法院は、「司法府として国内紛争に関する裁判機能を放棄することはできない」とするなど、韓国の法律家がISD条項の危険性を憂慮していたことを引用しました。翻って、我が国の裁判所の状況を示し、「ISD条項を、経済問題や政治問題と考えているのではないか。これはすぐれて法的問題であり、憲法秩序の根幹に関わる問題であり、裁判所自らの問題だ」と迫りました。

続いて、近藤ちとせ弁護士は、第3準備書面で食の安全について陳述。輸入を制限するには充分な科学的根拠が必要と定めた SPS(衛星植物検疫措置)章や、不必要な貿易障害を避けるために設けられた TBT(貿易の技術的障害)章によって、将来、日本の制度が変更される懸念は払えないと主張。重いアレルギー症状に悩む原告や、遺伝子組み換え作物を含まない食品を選ぶ利益を有する原告にとっての被害や権利侵害が生じると訴えました。

最後に、酒田芳人弁護士が、裁判所から立証計画の提出を求められたことに関して、国がいつ TPP 協定案の日本語訳を公開するのかによって、原告も立証計画を検討するとして、被告側に迫りました。被告は、「この場でいつまでにとは申し上げられない」と言葉を濁しながらも、訳文を「出すかどうかを含めて、年内に回答する」との回答を引き出しました。

また、裁判長からは「もう1期日調整したい」と提示があり、2月22日(月)の第3回期日に続いて、4月11日(月)14時30分に第4回の期日が行われることが確定しました。

閉廷後、衆議院第1議員会館多目的ホールで行われた報告集会には250名以上が集まり、 弁護団は「いよいよ次回で打ち切られるかという危機感の中、52分間の法廷闘争の末、第 4回の期日を勝ち取れたことは、一重に法廷に駆け付けてくださったみなさんのお力だ」と 述べ、実質審議に入り、証人尋問を勝ち取るべく力を入れていくことを強調しました。

代表の原中勝征は、「今、我々が頑張らなかったために、とんでもない国を残してしまっ

たら、私たちの責任だ。国民運動としてこの運動を広げ、私たちの責任を果たそう」と呼びかけました。最後に、幹事長で弁護団共同代表の山田正彦は、「第3次訴訟を500人規模で起こしたい。国民主権者である我々が、何としてもTPPを止める、止められる。アメリカ議会も批准できないと確信している」と挨拶し、閉会しました。



目次

TPP 交渉差止・違憲訴訟 第 2 回口頭弁論期日 報告	
概要	1
目次	3
TPP 交渉差止・違憲訴訟 第 2 回口頭弁論期日 記録	
1.開廷	4
2.原告準備書面陳述	
<原告第1準備書面> 被告答弁書について	11
<原告第2準備書面> ISD 条項と韓国法律機関の検討について	12
<原告第3準備書面> TPPが食の安全の関係でもたらす被害について	14
3.書証	17
4.今後の進行	17
TPP 交渉差止・違憲訴訟 第 2 回口頭弁論期日 報告集会	
原中勝征(TPP 交渉差止・違憲訴訟の会 代表/原告)	20
岩月浩二(TPP 交渉差止・違憲訴訟の会 弁護団共同代表/弁護士)	21
辻恵(TPP 交渉差止・違憲訴訟の会 訴訟代理人/弁護士)	22
近藤ちとせ(TPP 交渉差止・違憲訴訟の会 訴訟代理人/弁護士)	24
赤城智子(NPO 法人アトピッ子地球の子ネットワーク事務局長)	25
篠原孝(民主党衆議院議員)	26
藤田幸久(民主党参議院議員)	26
山田正彦(TPP 交渉差止・違憲訴訟の会 幹事長/弁護団共同代表)	27
質疑応答	28
油住義憲 (TPP 交渉差止・遺審訴訟の会 副代表/原告)	30

TPP 交渉差止・違憲訴訟 第 2 回口頭弁論期日 記録

※この記録は速記のため、実際の発言とは異なる場合があります。ご了承ください。

1. 開廷

松本利幸裁判長(以下、裁判長) 開廷します。まず、後に併合した事件からですが、原告は訴状と訴状訂正申立書の通り陳述ですね。

山田正彦弁護団共同代表(以下、山田) 陳述します。

裁判長 被告は答弁書(2)の通り陳述ですね。

被告代理人(以下、被告) 陳述します。

裁判長 重複の可能性のある原告について、釈明の記載がありますが、これについて原告 はどう対応しますか。

酒田芳人弁護士(以下、酒田) 現在精査中です。しかるべく対応します。

裁判長 被告は 11 月 6 日付けの準備書面(1)を陳述ですね。

被告 陳述します。

裁判長 原告の11月6日付けの第1準備書面について、裁判所から確認させていただきたい。第1の「2 差止請求について」に「(2) 抗告訴訟」と書いてありますが、本件の請求については、訴状には「人格権及び生存権に基づく差止めを求める」とあり、抗告訴訟との記載はありませんでしたので、裁判所は民事訴訟として「ワ号」で立件して今日に至っています。今回の準備書面では、民事訴訟とも書いてあるが、抗告訴訟という記載を維持するのであれば、裁判所としては訴えの追加的変更と見て、その後の処理を検討すること

になります。仮に維持するのであれば、民事訴訟に行政事件を併合する、いわゆる「逆併合」の形態ですので、その併合要件を含む訴えの追加的変更の要件を満たすかどうかを裁判所は検討します。変更を許されないとした場合も、その判断については独立して不服申し立てをできない、つまり本案とともに控訴審の判断を受けるということになります。その点について原告はどうお考えですか。

辻恵弁護士(以下、辻) 主張を維持します。

裁判長 被告の意見は。

被告 原告にお尋ねしたいのですが、本件については、訴えの追加的変更とお考えなので しょうか。

辻 裁判所から言われた通り、最終的には追加的変更となると思いますが検討します。

裁判長 書面では、一見、当初からそうだったという主張に見えますが、裁判所としてはすでに「ワ号」として立件していますので、この主張を維持するのであれば、裁判所としては変更ができるかどうかを考えます。別途、行政訴訟を提起するのであれば、それは原告のご判断です。

辻 今日の裁判所のご見解をいただいて、こちらで整理をして意見を出します。

裁判長被告の意見は。

被告 原告としては、訴えの追加的変更ということで、主張を維持したいというのが基本 的姿勢で、それについて書面で意見を述べられるということでしょうか。詳細については、 書面を見て必要があれば反論したいと思いますが、裁判所から指摘があったように逆併合 となりますので、基本的には併合は認められないと考えます。

裁判長 今日の時点では、双方意見を出されるということですので、原告の第 1 準備書面の第 1 の 2 の $3\sim7$ ページの抗告訴訟については留保していただいて、それ以外の部分を陳述ということでよろしいですか。

辻 結構です。

裁判長 それから、原告は11月16日付けの第2準備書面「ISD条項」、第3準備書面「食の安全」を陳述ということでよろしいですね。

辻はい。

裁判長 書証関係は後で整理するとして、事前の打合せでも伺っていますが、原告代理人から意見陳述をご希望とのことでしたので、どうぞ。

辻 その点について、訴訟進行に関する申し入れを改めてさせていただきたい。書面を用意しています。第1回の口頭弁論期日において、原告3名の意見陳述を行いました。第2回以降も原告の意見陳述の機会を保障していただきたいと申し上げたところ、期日間に進行協議があり、その場で裁判所は原告の意見陳述を認めることはできないという考えを明らかにされました。そのこと自体の理非を含めて、公開の法廷ではっきりと問題点を明らかにしたうえで、私たちの申し入れの内容をきっちり受け止めてご判断いただきたいと思います。

申し入れの主旨は 2 つあります。1 つ目は、毎回の法廷において、原告 3 名、各原告 10 分間ずつの意見陳述を保証していただきたい。2 つ目は原告代理人の準備書面の陳述について、少なくとも 30 分間保証していただきたいということです。

理由としては、民事訴訟法 87条1項に、「当事者は、訴訟について、裁判所において口頭 弁論しなければならない」と口頭弁論主義を原則としています。「口頭弁論を行わなければ 判決できない。また口頭で陳述ないし提出されたものだけが、裁判資料となる」とされて います。これは法学上も明らかであるし、法律家であれば誰もがそれを常識としています。 確かに、不正確な主張を排除する必要があったり、精緻な理論構成や複雑な事実関係や計 算については書面を利用する必要がありますが、それは口頭弁論の口頭主義の補完として 利用するのであって、そこが逆転してしまってはそもそもおかしいということです。もち ろん裁判官は色々わきまえておられるわけですが、改めてその理解を深めていただきたい と思います。

また直接主義の規定があります。民事訴訟法 249 条 1 項に、「判決は、その基本となる口頭弁論に関与した裁判官がする」とあります。これは口頭弁論に関与した裁判官でなけれ

ば判決ができない、つまり裁判官は、口頭弁論で行われる審理に関与して心証を取るわけです。まさにそれは、口頭主義ということと軌を一にして直接主義というものがあるということです。

裁判所は、事前協議の時点で、「原告本人の意見陳述を認めない」と言いましたが、原告本人訴訟も認められているわけです。当事者である本件 1,050 数名の原告は、口頭で弁論しなければならないとされている主旨を、原則としてしっかりわきまえていただきたい。代理人を選任したから、代理人が代わりに語ればそれで口頭主義が満たされたということにはならないということをはっきり申し上げたいと思います。

私どもは、裁判所の訴訟指揮を充分尊重しています。前回も事前の打合せの通り、1時間 以内に法廷の審議をきっちり終えたわけです。ですから審議を充実させるために、合理的 な範囲内で、口頭主義、直接主義の原則を貫くような訴訟指揮をしていただくことは、何 ら弊害が生じるものではありません。

しかも憲法 82 条には、「裁判の対審及び判決は、公開の法廷で行わなければならない」とあります。対審とは、民事裁判においては口頭弁論手続きのことを言います。口頭主義、直接主義の民事裁判を貫くということが重要なのであり、憲法 32 条で「国民は何人も裁判を受ける権利がある」と規定されています。例えば軍事裁判など、裁判と名が付けばそれでいいということではない。憲法 32 条の主旨は、国民が納得のいく裁判を受ける権利が保障されていると見なければならないということです。納得がいくということは、どういうことなのか。現在、司法が本当に納得のいく形で議論されているかどうかは極めて疑問です。納得のいく妥当な判決がなされているのか、納得のいくきちんとした理由が証拠に基づいて主張されているのか、納得のいくような形で当事者の意見を聞くような手続きになっているのか。拙速主義、強権主義的に審理が行われていないのかということも含めて、納得のいく裁判を行い、それを受ける権利があるというのが憲法 32 条です。そのことの民事裁判における基本原則が、口頭主義と直接主義です。ですからこれを否定するような民事裁判は、裁判を受ける権利に妥当しないわけです。

「裁判官は憲法を尊重し、擁護する義務を負う」と憲法 99 条に定めれています。まさに 憲法を尊重する、憲法 32 条の国民の裁判を受ける権利、憲法 82 条の公開の法廷を開かな ければならないという、その実質的な内容を守って実践することが、裁判官に問われてい るのだと思います。

私どもは、裁判所の訴訟指揮を尊重しています。被告、国の弁論の手続きについても尊重 しています。一概に何かを糾弾しているわけではないし、きちんと対応していただいてい ます。そして何ら弊害もなく第1回が行われ、第2回も粛々とこの法廷が開かれていると いうことも鑑みれば、口頭主義、直接主義の原則を合理的な範囲で認めていただくことは、 何ら支障がないと思います。

本日のこの法廷で、私どもは2名の原告、孫崎さんと赤城さんに準備していただいています。今日はこの二人について、準備している書面をしっかりと陳述する機会を保証していただきたい。訴訟代理人の弁論についても、進行協議の場では20分ないし30分と申し上げたところ「20分で収めていただきたい」と仰いました。しかし次回以降は30分弁論の機会を保証していただきたい。この法廷に臨んでいるみなさんは、TPPの何が問題になっているのか、TPPとはどんなものなのか、政府の交渉のなかでその内容が明らかになってこなかったということを懸念しています。今、暫定的な合意がされているということですが、どれが真偽のほどなのかはっきりしていないわけで、そういう問題も含めて、この場で国に対してもきちっとお答えいただきたい。今後のTPPの妥結、成立、締結、どのようにお考えになっているのかを含めてお答えいただきたい。そういうことを公開の法廷で議論する、争点を明らかにするということが不可欠です。裁判所の見識を持ったご判断を、改めて促したいと思います。

山田 今日、法廷に原告、傍聴人がたくさん集まっていますが、法廷は限られています。 しかし、みなさん一人ひとりがこの TPP の問題について、国の主権が本当になくなるので はないか、基本的人権が本当に大丈夫なのか、そういう思いで訴えを起こしているわけで す。本来ならば、一人ひとりがこの場で意見陳述をしてもらわなければならないと思って います。先日の進行協議では、代理人弁護士が準備書面を述べればいいのではないかと伺 いましたが、そうではなく、孫崎享さん、赤城智美さん、それぞれの準備書面を、この口 頭弁論の場で陳述させていただきたい。それを私からも一言申し上げます。よろしくお願 いたします。

裁判長 被告代理人は何かご意見はありますか。

被告 代理人自身の陳述の時間はすでにお知らせで 20 分と定められていますので、その通りにしていただきたいと思います。

辻 定まっていない。

被告 また原告ご本人の陳述についても、前回お知らせにおいて裁判所のご判断を示され

たところですし、被告としては反対です。

辻 裁判長、私どもが申し上げた、民事裁判の大原則である口頭主義、直接主義について、 被告、国はどのように考えるのか、お答えいただけますか。

裁判長 繰り返しになりますから。

辻 理解していないから申し上げているのです。

岩月浩二弁護団共同代表(以下、岩月) 当事者の声の重みを裁判所が受け止めておられるかどうか、そこが問われています。前回陳述した方々は、長い人生の中で培ってきた自分の人格権が侵害されているから、それを決して傍聴席に訴えるということではなく、裁判官に対して、裁判所に対してぜひ理解してほしいという気持ちから話をさせていただいています。この裁判が難しいということはわかっていますが、なぜこの難しい裁判をしなければならないのかということは、直接当事者からぜひ聞いていただかなければならないことです。傍聴席に対して裁判をしているわけではないという意味ではなく、受け止めていただきたい。

裁判長 裁判所としては、前回の期日にお伝えしている通り、意見陳述の機会は設けません。個別の考えや権利侵害について述べるところがありましたら、今回、原告が甲 C 号証として出されているように陳述書として提出されたい。以上です。

辻 裁判所がそのような対応をされるかもしれないと思いましたので、私どもは原告の孫 崎享さんの第 4 準備書面、そして赤城智美さんの第 5 準備書面を用意しています。本日、 原告準備書面 1、2、3、そしてこの準備書面 4、5 をこの場で陳述したいと思います。よろ しいですよね。今お渡しします。

被告 準備書面として主張を陳述するということであれば、相当の期間の前に、準備期間 を置いて被告にも送っていただくということになっているはずです。準備書面に記載して あればこの場で陳述してもよいだろうという考え方には、被告としては同意できません。

辻 それでは、期間を置けばいいわけですね。そういう風に理解しますよ。

被告 主張として準備書面を出されるということであれば、こちらも準備書面として取り 扱います。

裁判長 今回の期日について、事前に打合せしている通りですので、もう時間を随分使っておられますが、原告代理人が意見陳述されるのであればやってください。

辻 いや、今の取り扱いはそれでよろしいのですか。準備書面として原告の書面を出すの であれば、事前に検討、反論の期間を与えれば、そのうえで陳述はよいと仰ったのですか ら、次回以降はそれでいいのですか。

裁判長 陳述の時間はまた調整させていただきます。

山田 準備書面を陳述するんだから。

裁判長 全体的な時間もありますので。原告代理人は意見陳述されるんですか、されないんですか。

辻 します。孫崎さん、一言。

裁判長 原告本人はやめてください。

辻 どうしてですか。

裁判長 今回の調整はすでにしていますから。

辻 していません。事前協議は決定の場ではないんです。では調書を見せてください。

裁判長 そういう進行であれば、お互いの信頼関係が失われます。

辻 刑事も民事も今まで、事前協議で何かが確定するというものではないんです。そこで お互いの主張を持ち帰って、公開の法廷でみんなの前で異議を明らかにする、そのための 事前準備ではないですか。

裁判長 原告代理人の意見陳述に限り、今回認めます。

辻 では次回以降、検討していただけるということですね。

裁判長 次回以降は、次回以降の話です。

辻 では第4準備書面、第5準備書面を出しますので、国の側もしっかりご覧いただいて、 反論いただき、陳述の機会でしっかり私どもは展開したいと思います。

裁判長 要望としては受け止めます。

辻 よく読んでください。今日の要望書を。

裁判長 代理人の陳述をされるならどうぞ。

辻 では、第4準備書面、第5準備書面は次回提出するということで今回は留保して、第1 準備書面から第3準備書面をそれぞれ陳述します。

岩月 裁判長、代理人の意見陳述という言葉ですが。

裁判長 準備書面の陳述です。

2. 原告準備書面陳述

<原告第1準備書面> 被告答弁書について

田井勝弁護士 先ほど抗告訴訟についてのやりとりがありましたので、その項については 留保し、違憲確認についての要旨を述べます。

被告、国からは、原告らが差止めにおいても違憲確認において求めている交渉について、「特定されていない」との主張があります。そこで原告らはこの準備書面において、交渉というのは、国が国際条約の正文を得るために参加国と接触する一切の行為を意味すると

述べました。すなわち、今回の TPP 協定の交渉においては、この条約の正文が作成、完成されるまでに、日本国政府(内閣)は他の参加 11 カ国との閣僚、および交渉担当官らと交渉する一切の行為となります。

違憲確認においての確認の利益について述べます。国は、この違憲確認を求めている交渉について、将来の権利、法律関係を対象とするものであるから確認の利益はないと述べています。しかし、今回この交渉結果が制度化された場合、原告らの権利は侵害され、法律関係に変動が生じる蓋然性は極めて高いです。故に、仮に将来の権利関係であったとしても、確認を求める利益は存します。原告らがいかなる意味で権利が侵害され、法律関係に変動が生じるのかは、原告らの意見をしっかり裁判所に聞いていただきたいと思います。

また訴状で述べている通り、米国産牛肉の月齢制限の緩和、自動車の安全基準の省略、軽 自動車優遇税制の廃止、健康食品の機能性表示の解禁などの措置がすでになされています。 交渉段階で、今すでに権利が侵害されている状況にあります。

また、原告らがすでに主張している知る権利の侵害については、国はこれまで秘密交渉ということで内容を秘密にしていたのですから、現時点で原告らの現在の権利が侵害され続けていることになります。

法律上の争訟性について述べます。国は、本件については法律上の争訟性を欠くと述べています。しかし原告らは、すでに知る権利、人格権、生存権などが侵害されていると主張しています。これは具体的権利義務に関する争いであることは明確です。仮に本件について、違憲確認の判断、または差止めがなされれば、当然この交渉からの撤退などの効果が生じるのであり、すなわち具体的争訟性は満たされます。

憲法 41条、76条違反などの主張もしておりますが、国の統治機構を巡る争いについて、これまで司法府の消極的な判断が相次いでいます。TPP協定は統治機構の基本構造を破壊するものであり、争訟性を理由に安易に請求を否定すべきではないと考えます。

〈原告第2準備書面〉 ISD条項と韓国法律機関の検討について

岩月浩二弁護士 この準備書面では、ISD 条項についてと、米韓 FTA の交渉過程において 韓国の法務部、及び最高裁に当たる大法院が ISD 条項について検討し、公開した文書を元 に主張しています。まとめの部分を読ませていただきます。

この準備書面では、米韓 FTA 交渉過程において、韓国を代表する法律家の集団、法務部、ならびに大法院が ISD 条項についてどのような検討を行ったのかについてまとめています。韓国法務部は、国内法秩序全体に対して ISD 条項が超憲法的な影響を及ぼし、憲法違反の問題が生じることを指摘するなど、ISD 条項に対して深刻な危機意識を持っていたことが

分かります。他方、大法院は、米韓 FTA 締結に向けて積極的な韓国政府の姿勢を意識してか、全体として大変抑制的ではありましたが、最終的には司法府として国内紛争に関する裁判機能を放棄することはできないとしています。韓国法務部の検討の中では、米国州最高裁判事協会、米国州法務部長官協会も ISD 条項の危険性に憂慮を表明していることが紹介されています。

ISD条項は、外国投資家に国際法上の法主体性を認めるものであり、国家に対する国外仲裁を強制する権利を与えるもので、外国投資家に国家を超える法主体性を認めるものと言っても過言ではありません。こうして新たに国内の措置全てを対象として違法性を審判する法廷を設けることは、憲法に違反するのではないかというのは、法律家であれば当然に抱くべき疑問です。現に、ISD条項に直面した各国の法律機関は、等しく憲法違反の問題を指摘しています。我々弁護団が弁護士として、このような裁判に臨まざるを得ないと考えた一つの原点はここにあります。法律家として考えれば当然の疑問なのです。

この世界標準の考え方は、翻って我が国はどうなのか。本件で被告とされている国の代理人は、ISD条項が我が国を憲法秩序にどのような影響を及ぼすのか、真剣に検討したことがあるのでしょうか。韓国法務部のような危機感を持っておられるのでしょうか。むしろ、政府発表のように、「出訴期間の制限」、「仲裁管轄の一次的判断」、「国内手続との同時利用の禁止」等を盛り込んだことで、「濫訴防止」策が採られたかのような広報を後押ししているのではないかとの懸念が拭えません。

これらの策は、全て米韓 FTA に盛り込まれた旧知のものであり、韓国法務部は、これを前提としても憲法秩序全体が揺るがされることに強烈な危機意識を持ったのです。ISD条項、そして TPP の問題は、すぐれて国内法を扱う法律実務家の問題であり、自らの問題です。韓米 FTA について、同様に感じたのであろう韓国裁判官 166名は、2011年12月9日、大法院に宛てて米韓 FTA の国内法的影響、とくに法解釈の権限の問題について検討するため大法院にタスクフォースチームを設けることを建議しています。韓国は、日本と同様に条約が国内法として直接適用される法体系となっています。膨大な条文からなる米韓 FTA の国内法的効力を現場の裁判官が知悉(ちしつ)することは到底不可能です。従ってどのような深刻な影響があるのか、大法院として研究し、明らかにすることを求めたのです。翻って、我が国の裁判所はどうか。TPPは、あるいは ISD 条項は、経済問題であり、あるいは政治問題と考えているのではないでしょうか。 ISD 条項が提起している問題は、すぐれて法的問題であり、憲法秩序の複幹に関わる問題であり、裁判所自らの問題なのです。憲法秩序の変容は、基本的人権を外国投資家の権利の下位に置く事態を生じさせかねません。憲法の番人として、真摯に本件審理に向き合うことを求める次第です。具体的争訟性

に名を藉りて、TPPが生じさせる法的影響に目をつむるようなことがあれば、具体的な法的争訟を裁く権限すら日本の裁判所から失われかねないという、真っ当な認識に立って本件審理に臨まれるよう、強く求めるものであります。

<原告第3準備書面> TPPが食の安全の関係でもたらす被害について

近藤ちとせ弁護士 本日提出した第3準備書面は、TPPが食の安全の関係でもたらす被害について述べたものです。今年10月5日、TPP交渉は、協議国間で大筋合意が成立したと報じられました。同日、内閣官房TPP政府対策本部が公表した「TPP協定の概要」では、「日本の食の安全が脅かされるようなことはない」「遺伝子組み換え表示を含め、食品の表示要件に関する日本の制度の変更が必要となる規定は設けられていない」などと説明されています。しかし、このような政府、国の説明は全く信じることができないものです。

まず、TPPの中にある SPS 章について説明します。この SPS は簡単に言えば、危険な食べ物の流入や、動物、植物などによって病気などが入って来るのを防ぐことができる、各国がとることのできる措置に関するものです。それが「貿易を阻害しないように規定する」となっています。例えば、農薬の使用制限やアレルギーが含まれる食品の表示義務付けなどが制限の対象となりうる措置も見えてきます。この SPS について、政府は、「WTO(国際貿易機関)のルールを踏まえているから、日本の食の安全を害することはない」としています。

しかしそもそも、このWTOのSPSルール自体に問題があるのです。つまりSPSルールの下では、輸入品について健康に重大な影響があると心配される場合であっても、輸入を制限するには、充分な科学的根拠が必要とされ、科学的根拠が示されるまでの限られた期間だけ輸入を制限することができるとされています。食べ物が人の体に与える影響は、急性のものばかりではありません。影響を知るためには、多人数の集団を長い期間をかけて調査する必要がある場合が多いのです。限られた期間で科学的根拠を示すことができなければ、輸入制限をしてはいけないということであれば、後に健康を害するということがわかった時には、取り返しのつかない元の木阿弥ということになります。しかも、その産品に参加国の投資家が投資していた場合、そのアレルギーの表示などが輸入品の不当な差別であるとしてISDS条項によって損害賠償請求の対象となることも充分あり得るのです。

また問題のある章として、TBT (貿易の技術的障害)章というものがあります。このTBT は、国際貿易に関する不必要な障害を避けるという目的から、規制を正当な目的に基づくこととして最低限の手段であることなどが要求されています。このTBT 章との関係で、政府は「遺伝子組み換え表示を含め、食品の表示要件に関する日本の制度の変更が必要とな

る規定は設けられていない」などと説明しています。しかし、TPPに日本の制度変更の必要があるとの規定がなくても、遺伝子組み換え食品などの表示に関する日本の制度を変更しないということが明定されていない限り、正当な理由がない貿易障壁と判断されれば、表示が制限されたり、投資家が遺伝子組み換え食品などに投資した場合には、ISD条項によって損害賠償請求されるということが充分にあり得るのです。

アメリカでは、議会が大統領に TPP 締結の権限を与える TPA 法が成立しました。この法律は、大統領の権限を TPA 法の定める目的の範囲に制限するものです。そしてこの目的の範囲として、「バイオテクノロジーなどの新技術に影響を与える食品の表示などの不当な貿易制限は認めない」と明文で規定されています。もし TPP の合意が、遺伝子組み換え食品の表示などを認める余地のあるものになっていれば、米議会は TPA 法に基づいて TPP の内容の修正を求め、大統領は表示撤廃などを巡って再交渉することを迫ってくることになってくるのです。

次に、TPPのSPSルール、TBTによって原告らがどのような健康被害を被るのかを述べます。第3準備書面では、原告の大泉真佐美さんの被害状況を主に主張しています。大泉さんのお子さんがアレルギー体質にあり、そこから生じる被害について述べているものです。アレルギー体質の人は、わずかなアレルギー物質が体内に入っても、アレルギー反応が生じることがあるのです。大泉さんのお子さんは、乳児の時から、卵、大豆、小麦、米の5大アレルギーのほか、ピーナッツなどのナッツ類、そばなどについても、触れたり食べたりするとアレルギー反応を起こすという、重いアレルギー症状に悩まされてきました。アレルゲンが含まれた食品を少しでも口にすると、唇や口腔が腫れたり、酷いときには、顔や身体が腫れあがったり、吐き気や腹痛、下痢、頭痛などのアナフィラキシーショックを起こすこともあります。

アレルギーのもう一つの特徴は、アレルゲンがどのぐらい含まれていればアレルギー症状を発症するのかについて個人差が大きく、微量でも含まれていれば生じるということです。例えば、原料自体に含まれていなくても、アレルゲンとなる物質を保存した倉庫を利用したり、原料を使用して生産された工場で食品が製造されればアレルギー反応が起きるとされているのです。そのため、日本の食品衛生法は、小麦、そば、卵、乳、そして落花生の5種類については、数 ppm 以上のアレルギー物質を含む場合は表示しなければならないと規定しています。数 ppm とは、具体的には 10ppm 以上で運用されていますが、この ppm とは 100万分の1という単位ですから、100gの中にわずか 0.01mg 以上の物質が存在するときには表示の対象になるのです。この厳しい基準のおかげで、アレルギー症状に悩む原告やアレルギー症状を持つ子どもの親である原告などは、安心して食品を選ぶことができる

のです。

ところが、アレルギー物質の表示については明確な国際基準がないばかりか、その科学的根拠についても未解明な部分が多いというのが現状です。もし、TPPに盛り込まれた SPSルールが厳格に適用されれば、10ppm を表示規制の基準とするというルールが、「科学的根拠なし」として緩和される可能性は充分にあり、そうなると原告らにとっては、どの食品を口にできるのかが判断できず、極めて深刻な精神的、肉体的負担を負うことになります。アレルギーは急性的に子どもたちなどを苦しめるだけでなく、アレルギー反応が引いた後にもアトピー肌が残ったり、子どもの精神状態に対する影響も甚大です。また、アレルギー反応がひどい場合には、保険適用外の薬を購入せざるを得ず、薬代がかさむなどして家計が逼迫することもあります。このように、子どもや家族が苦しむ姿を見ることは、原告らにとって肉体的にも精神的にも、大きな負担となります。

最後に、遺伝子組み換え食品の被害についても述べます。遺伝子組み換え食品の危険性については、イギリス、ロシア、アメリカ、フランスなどの研究者が継承を鳴らしています。最近では、フランスでセラリーニ教授が率いる研究チームが、遺伝子組み換えとうもろこしを与えたラットについて、乳がんや肝臓、腎臓などの障害を受けたと報告し、世界を震撼させています。特に EU では、遺伝子組み換え作物に対する不信感が根強く、加盟国は自国の領土内の全域、または一部で栽培を禁止したり制限できるというルールが確立し、現時点で EU 加盟国 28 カ国のうち 19 カ国が遺伝子組み換え作物の栽培を制限したり禁止するとしています。また EU では、外食事業者に対しても表示の義務付けがあったり、表示が免除される遺伝子組み換え製品の混入率は 0.9%未満と厳しく規定されています。そして EU 以外でも、ロシアや中国でも遺伝子組み換え製品は規制されており、アメリカですら、カリフォルニアやニューヨーク、マサチューセッツ、コロラドなど、30 州以上で表示義務化を求める運動や法案提出が相次いでいるというのが現状です。遺伝子組み換え作物に対する拒否感や不信感はまさに世界の潮流とも言うべきであって、原告らを含む日本の消費者は、遺伝子組み換え作物やそれを含む食品を摂取しない、使用されていない食品を選別する利益を有しています。

実際、日本でも食品表示法などにより、原則として大豆、とうもろこしなど 8 種類の農産物については、遺伝子組み換え農産物を使っているかどうかを表示することが義務付けられています。この表示は、EUに比べると例外なども多く不充分ではありますが、それでも消費者である原告らにとっては、遺伝子組み換え食品が使用されているかを見分ける重要な基準となっています。TPPによって遺伝子組み換えでないという表示が制限されることになれば、原告の多くは自分の健康や生命のみならず、自分の子どもたちや家族の健康や

生命についても危険にさらされることになるのです。このような被害の甚大性は決して見 逃されてはならないものです。

3. 書証

裁判長 それでは書証関係ですが、被告は乙1号証から4号証、いずれも写しということですね。

被告はい。

裁判長 原告は A、 B、 C に分けていただいたということですね。 P A 号証の 1 の 1 から P A 引までは P P の基本の条文関係で、技番で訳文を出されるのですか。

酒田 A1の1から31の1まで、英語の本文を、それぞれに訳文を付けたいと思っています。

裁判長 いずれも写しということですね。それから甲 B 号証の1の1、1の2が、いずれも写しとして TPP に関するその他の書証。甲 C 号証が陳述書で、原本ということですね。陳述書を出される場合のお願いですが、証拠説明書に原告番号を書いていただけますか。

酒田 はい。今回、証拠説明書に誤記があるため、その点も含めて速やかに差し替えます。

4. 今後の進行

裁判長 次回までに対応してもらう事項としては、原告の方は、被告から指摘されている原告の重複部分についての確認、抗告訴訟についての違憲、被告の準備書面への反論ですね。それから、書証関係でどういうものをいつまでに出していただくか、立証計画を出していただきたい。例えば陳述書で言えば、どれぐらいの範囲のものをいつまでに出されるのか、あるいは、打合せの際に他の立証も言われましたが、何をいつまでに出される予定なのかを整理して教えていただきたい。

山田 持ち帰って検討させていただきます。

裁判長 被告の方は、先ほどの抗告部分についてのご意見を出されますね。

被告 原告の書面を見たうえで検討したい。

裁判長 そのほかに、被告の方で今回出されたものについてご予定はありますか。

被告 充分に精査できていない状況ですが、現時点では反論の書面を提出する予定はありません。原告からさらに追加の書面を出されてきた場合には、その内容を見て検討したいと思います。

裁判長 次回、2月 22日を予定していますが、もう 1期日調整したいと思うのですが、4月 11日(月) 14時 30分でいかがでしょうか。法廷は同じです。それと、原告の方で、広告に関する部分についてのご意見はいつまでに出されますか。

辻 年内に出します。

裁判長 中身にもよるでしょうが、被告の方は。

被告 内容を見てみないとわかりませんが、次回 2 月 2 日の 1 週間から 10 日ぐらい前に。

裁判長 もう少し早めに。

被告 では2月第1週に。

裁判長 2月5日までにお願いします。そして原告は、その余のお出しいただくものは、2 月12日までにいただけますか。それでは、本日はここまでにします。

酒田 裁判長、立証関係について 1 つ。立証計画を検討するようにと言われましたので、 それに関することで、こちらとしても TPP の基本的な条文は出しましたが、当然、裁判は 日本語で行うことになっていますので、国は日本語訳を出す必要があると思っています。 私たちが出したのは、アメリカの USTR が公開したものですので、これに対応する日本語 訳は、日本政府が作っているのではないかと思います。当然、日本政府が公開すれば、我々は直ちに証拠として提出する予定ですが、日本政府として、いつ頃公開する予定なのかを明らかにしていただければ、それに対応して立証計画を出せるのですが。

被告 現時点ではいつ頃ということは未定です。

酒田 出すか出さないかも含めてわからないことですか。

被告 それについては検討させてください。

酒田 改めてご回答いただけるということでよろしいですか。

被告 出すか出さないか、あるいは出さないとしてもいつ頃発表されるかということですか。(被告席で相談) ここでは、いつまでにとはっきりと申し上げられません。

辻 年内に、どの程度なのか、わかるのかどうか、一度ご連絡いただけませんか。

被告 わかりました。それは事実上として。

山田 それを元に、立証計画を立てますので。

被告 わかりました。審理の促進という点からも、事実上、答えられる範囲でご連絡します。

裁判長 それではよろしくお願いします。閉廷します。

TPP 交渉差止・違憲訴訟 第 2 回口頭弁論期日 報告集会

※同日開催した米韓 FTA 報告会については、別途報告いたします。

「国民運動としてこの運動を広げ、私たちの責任を果たそう」

TPP 交渉差止・違憲訴訟の会 代表/原告 前日本医師会会長 原中勝征

いよいよ裁判も2回目になりましたが、 色々な面で先が見えたり見えなかった りする状況でした。今日は弁護団の方々 が、民事訴訟というのはあくまでも口頭 で喋ったことを証拠や参考として判決 するべきであり、孫崎先生と赤城さんの 主張を聞かないというのはおかしい、と いうことから始まって、頑張っていただ



きました。5人の弁護士の先生から話をしていただき、何とかこの次までもう一度事前協議 をするということに落ち着きました。

私が思うに、ご存知の通り、マスコミから放送、特に NHK に対する政府、総務相の態度 を見ていると民主国家ではないですよね。昔戦争の時の大本営発表、大日本帝国陸軍の放 送が、まるで今のこの民主国家で行われているように感じます。

もう一つ、日本は非常に借金王国です。これから3千万の人が減っていきます。こんな時にTPPやられてしまったら、今はいい生活していますが、我々が頑張らなかったために、とんでもない国を残してしまったら、私たちの責任だと思います。国民運動としてこの運動を広げないと、私たち生きている人間が責任を果たせないと思いました。

今後のことは、弁護士の先生方が説明してくださると思います。これで私のみなさんに対 するお礼と決議とさせていただきます。

「裁判所は、司法主権が侵害される危機感を持っているのか?」

TPP 交渉差止・違憲訴訟の会 弁護団共同代表 弁護士 岩月浩二

今日、私は ISD 条項について主張を陳述しました。その前にまず、4月も期日が入りました。4月11日月曜日午後2時30分です。この期日が入ったのは、法廷に入れないかもしれないと思いながら駆け付けてくださっているみなさんのお力だと、一重にそうだと思います。どうもありがとうございます。



私が法廷で述べたのは、米韓 FTA を交渉する過程で政府の内部で検討しており、その資料がパク・ジュソン議員の公開請求によって公にされている、それに基づいて、米韓 FTA の締結過程で韓国の法務省、韓国の最高裁、それぞれどのような内部検討をし、結論を出していたのか、についてまと

めた書面について述べました。韓国法務部は、すべての政府措置が提訴の対象になる、そして萎縮効果を生む、と指摘しています。また、巨大資本は政府を手なづけるために勝訴の見込みがない場合でも提訴をしてくるだろう、そのことによって政府が手なづけられる(taming effect)ことを憂慮しています。そして、「超・憲法的」「憲法違反が生じる」、という言葉が頻繁に出てきます。

韓国法務部の立場としては、ISDを何とか除外してくれと外務部に申し入れたが、外務部は聞いてくれなかった、あるいは ISD 条項を第1回の交渉で入れないでくれ、などと書いてあります。ISD 条項というのは、元々の由来は、発展途上国の裁判制度が未整理であるが故に(と先進国が勝手に決め付けるわけですが)、別の国際裁判の制度を設けなくてはならない、として生まれたのが ISD の由来なのです。

ですから、韓国政府は第1回の交渉ではこう言ったわけです。「我々は OECD の加盟国であって、整理された裁判制度をもっている。だから ISD は入れなくていいのではないか」。こういう主張を、韓国政府は第1回で一応はしたのです。それに対して、米国からはつれない答えが返ってきました。「おまえのところは英米法の国ではないので、オーストラリアとの間に ISD 条項のない自由協定貿易を結んだことはあるが、オーストラリアは英米法の国だからだ。おまえのところは英米法の国ではないから ISD が必要だ」と言われて、引き

下がってしまいました。

第2回の交渉で韓国法務部はどうしたらよいかと考え、せめて間接収容という、規制をすると外国投資家に対して一定の経済活動の規制をすると全てが提訴の対象となってしまう可能性のある、この恐ろしい条項だけは外せないかということを一生懸命検討しています。これは本当に必死なのであり、その言葉の中には、例えばアメリカの州の最高裁の判事協会や州の法務官協会といった、アメリカの州の裁判長や行政長たちの協会ですら、アメリカ憲法に違反すると懸念を示しており、お互い立場は同じではないかということで、何とか間接収容だけは外してほしいと言ったわけですが、これも結局一蹴されています。そういうことがひしひしと伝わってくるのが韓国政府内部の状況です。

それから韓国の最高裁のレポートでは、一応、司法主権を侵害しているという指摘があるのは認めているのと、少なくとも裁判だけは ISD の条項から外すべきであると述べています。ですから、法務省も最高裁も非常に危機感を持っていたということがわかります。そのことに基づいて私は、裁判官にあなたはそういう危機感があるんですか、それは政治問題だと思っていませんか、裁判機能を私たちが失う可能性すらあるんですよ、という危機に立った認識でこの裁判に臨んでくださいと、準備書面で述べました。

「憲法、民訴法に従って、裁判所は原告の意見陳述を認めよ」

TPP 交渉差止・違憲訴訟の会 訴訟代理人 弁護士 辻恵

今日の裁判の概要を簡単に報告します。第 1 回の裁判が 9 月 7 日に開かれ、1 時間行いました。第 2 回が本日 11 月 16 日で、裁判所は 30 分で打ち切りだと当初言っていましたが、 52 分やりました。第 3 回が 2 月 22 日で、もしかしたらここで打ち切られるかもしれないと言う危機感を持って今日を臨みましたが、第 4 回の期日を 4 月 11 日午後 2 時 30 分に入れさせました。入れざるを得ないようにこちらとして書面や証拠を提出し、第 4 回の裁判を勝ち取ったと言っていいと思います。

裁判の争点は、TPPの交渉の差し止めと違憲確認と、国民の基本的人権、権利が侵害されることについて原告が精神的損害を被るから慰謝料請求をするという 3 つの請求を立てているわけです。これに対して国の側は、交渉をしているだけだから、交渉が仮に締結したとしても具体的な権利侵害が起こっていないではないか、だからそもそも交渉とは何なのか、請求が特定されていない、何をもって交渉というのか、請求自体が特定されていないから失当であり訴えを却下しろと言ってきています。また、訴えの利益もないし、具体的

権利の争訟を巡って判断を求めるのであって、抽象的な現段階では判断に適しないから却下しろと言ってきています。訴えの却下をさせず、実質審議に入って、具体的な危険性を次々と明らかにし、「違憲だ」と言わせるのがこちらの獲得目標です。今の司法の権力機構の一環ですから、なかなか認めないだろうと思いますが、却下をさせず実質審議をさせることが重要であり、最大の獲得目標として頑張ろうとしています。

具体的な権利侵害の陳述書を、今日は赤城智美さんと孫崎享さんにご準備いただき、意見を言っていただき、裁判所はそれを聴けということを今日の法廷で獲得目標として立てましたが、それは次回以降に持ち越しとなり、 $20\sim25$ 分、それを巡る攻防を行いました。裁判は実質審議に持ち込むために、何回も書類を提出し、国に対しても意見を闘わせて具体的な権利侵害の実態を調べさせる、証人尋問をいずれ勝ち取りたいと思っています。これは 4、5回目以降に実現させるために次回頑張らなければと思っています。

そのためにも、原告の生の声をしっかり受け止めろと、冒頭に攻防しました。この種の社会的事件を巡る裁判では、原発訴訟やテント村の裁判など、原告の意見陳述を認めさせてきたということがありますが、この裁判でも実現していきたいということで、第1回では3人の原告の意見陳述を行い、今



日は 2 人の意見陳述をしようとしました。しかし 2 回目以降は意見陳述を認めないという ことになり、それはおかしいと述べました。

裁判は憲法 82 条で公開されている、それはみんな何が起こっているのかわからなければならないわけだから、争点が傍聴していてわかるということが、憲法 82 条の実質的な保障の意味ではないかと。また憲法 32 条で何人も民事裁判を受ける権利が認められています。これは、裁判官が出てきてこれで却下、これで終わりというのではなくて、訴えたい中身を法廷で明らかにでき、それを裁判官が理解して、争点を巡って証人尋問が行われるということが、憲法 32 条の実質的な保障ではないかと。そして民事訴訟法 87 条で、当事者は口頭弁論をしなければならないという、口頭主義が原則となっています。ですから、口頭弁論に関与した裁判官でなければ判決できないとなっています。法廷で、言い分を口頭で言う機会が保証されてこそ、憲法 32 条の民事裁判を受ける権利の筋だと思います。

中盤は、国の主張では訴えの利益がないとか、また民事訴訟なのか、行政処分を争う抗告訴訟なのかというのがはっきりしていないではないかと反論してきていることに対して、

田井弁護士が第1準備書面で反論しました。そして TPP の 21 の具体的分野について、順次主張を展開していこうとういことで、まずは岩月弁護士から ISD が日本の統治機構やあらゆる制度を変えるものなのかということを指摘していただきました。続いて近藤弁護士から食の安全を巡って様々な規制緩和がどんなに原告の被害をもたらすのかということについて、具体的に述べていただきました。

これを踏まえて、次回は国側が私たちの答弁書に反論してきたことに対する再反論を 2月 11 日までに提出することになりました。またこちらの主張を整理し、年内に出すものを確認しました。国の側には、TPP 協定文案の日本語をいつ出すのか、出さないのかを調査をして答えると要求し、少なくとも中間報告をするという回答を得て 52 分間を終了しました。 98 人の傍聴席が埋まり、事前の 13 時半からの門前集会には前回以上に多くの人に集まっていただき、報告会も満員で益々注目を受けている訴訟だと思いますので、2 月に向けて頑張ります。

「日本の食品表示が貿易障害だとして、緩和される危惧は拭えない」

TPP 交渉差止・違憲訴訟の会 訴訟代理人 弁護士 近藤ちとせ



本当は、赤城さんや大泉さん本人に陳述していただきたい内容なのですが、裁判所は原告の陳述を封じるものですから、実質的には耳に届けたくて、多くのお母さんや消費者である原告が、TPPは日常的に考えると、何を食べていいのか分からない、何を選んでいいのか分からないという恐怖があるのだということを、何

とか訴えたくて、裁判官の耳に入れられるよう陳述しました。

日本では、アレルギー表示が非常に厳格にできるようになっていますが、TPP 締結によって、SPS 条項が厳格に適用され、表示などが緩和されてしまうのではないか、そうすると実害として子どもたちが食べるものを選ぶことができないという悲劇がどんなものか、という話をさせていただきました。遺伝子組み換え食品についても、政府の概要の中には、「遺伝子組み換え食品について制限されるという内容は入っていない」と書いてあります

が、では、どういう内容が入っているのか、また遺伝子組み換えを制限するとも書いてありません。ということは、ISD 条項や投資章を介して、投資家が、日本国民や日本国に対して食の安全表示をするということが貿易の障害だと言ってくる、そして緩和されていくのではないかという懸念を話しました。次回は原告の赤城さんに話していただきたいと思っていますので、それを勝ち取っていきたいと思っています。

「アレルギー表示が後退すれば、生存権、人権侵害に直結する」

NPO 法人アトピッ子地球の子ネットワーク 事務局長 赤城智美

私は食物アレルギーの患者診を 24年しています。食品の表示がアレルギーの人のために整備されるようになったのが 2000年でした。それから 15年経って、食品企業や患者が話し合いながら、実際にどうやって微量のアレルゲン対策をしていくかということを、一から積み上げるようにしてこの 15年、ようやく食品表示が特に食物アレルギーの安全性について非常に丁寧に積み上げてきたと思っています。法律が整備されたということもありますが、食品企業が患者に事故を起こさせないために、本当に丁寧な努力を積み重ねてきました。この 15年の歴史は、私たちにとっては本当にかけがえのないものです。

この法律は世界に先駆けて実施されたので、食品の安全の検知技術という、食品にアレルゲンたんぱくがどの程度含まれているかということを検知する技術は、世界で断トツ精度の高い、日本の素晴らしい技術なんです。これも法律が改正されたことによってできた技術です。日本が前を走ってしまったことで、世界の中では特別な法律のようになってしまっていて、数 ppm という単位が示されているのは世界で日本だけなんです。

アメリカではセリアック病という 小麦たんぱくに対するアレルギー患 者に対して 20ppm という数値を示し ていますが、食物アレルギーの患者に 対してこの数字は非常に多すぎるん です。アメリカは 20 で日本は 10 だ から間をとって 15 でいいやという問 題ではないんです。ですから、日本の



食物アレルギーの患者が 0 歳児では 10%ぐらいの患者がいます。小・中・高ぐらいの子どもで 4.5%です。この 6年間で 1.7倍、患者が増えています。そんななかにあって、ようや

く積み上げてきた法律が、TPP によってないがしろになっていくというのは、日本の法律が脅かされる問題であるとともに、この表示が後退すれば、患者にとって生存権を侵害され、人権侵害だと思っています。患者にとっても重要なことですし、日本の法律の水準が維持できなくなるということをたくさんのみなさんに知っていただきたいと思います。

「逃げまくる政府。通常国会でしっかりと闘っていきたい」

民主党衆議院議員 篠原孝



秋の臨時国会で TPP をやらなければならないと、憲法 53 条で要求しましたが、しらばっくれて開きません。それで衆参1日、7時間だけ予算委員会をやりました。稲田朋美自民党政調会長、石田公明党政調会長は、いかにTPP が立派な交渉をしていい協定にしたのかという説明に使いました。民

主党はどうだったか、農業についての質問は 5分~10分でした。TPPで闘う気概がないのではないか。通常国会になったら、TPP の特別委員会ができると思いますが、今が必要なんです。なぜあなたがやらないのかとメールもいただきました。参議院では徳永エリさんが 50分やっていただきました。政府は逃げまくってほとぼりが冷めるのを待っている訳です。国会でも頑張っていきたいと思っています。

「これは、日本の議会、民主主義の危機である」

民主党参議院議員 藤田幸久

今、日本において、行政、司法、立法の関係性が根本から見直されているという状況の中で、市民の中で新しい民主主義が起こっている、その一つがこの TPP 交渉差止・違憲訴訟だと思っています。もちろん、安保法制や沖縄問題もそうですが、沖縄の場合は逆になっています。本来は役所が不服審査を起こすことなどあり得ないわけですが、防衛局があるときには行政に、あるときには私人と使い分けて法廷闘争を起こすわけですが、これはおかしな法廷闘争になっています。 TPP は主権を持っている国民のみなさんが、国益を守る、国民益を守るための闘いです。



この数日間、カンボジアの政治闘争に関わっています。カンボジアの野党党首サムデンシーという人が、今朝、カンボジアの国会議決において、国会議員の権利を剥奪されました。先週は、国会議決において、国会の副議長がその職を解かれました。カンボジア憲法上、副議長の職を解くというのは、亡くなった時か、国

王が権利を行使した場合に限られていますが、国会の決議で剥奪されたのです。国会議員の権利を剥奪されたサムデンシー氏は、今日プノンペンに戻る予定ですが、そうすると逮捕状が発給されます。首相が右と言うと裁判所が右と言い、裁判所も右と言う、というのが今のカンボジアの状況ですが、日本も似たような状況です。

日本も、行政府と立法府、司法府の境界がおかしくなり、時の行政のトップが言うと、司法も立法も聞かざるを得ない状況にある中でのこの訴訟は非常に意味があると思っています。国益、国民益というものを包括的にとらえ、日本の民主主義の根幹がおかしくなる状況ですので、これは同じような状況が世界に広がっています。日本の議会、民主主義の危機ですので、私も闘っていきたいと思います。

「次は第3次訴訟を。TPPは止められると確信している」

TPP 交渉差止・違憲訴訟の会 幹事長/弁護団共同代表 元農林水産大臣 山田正彦

現在、第3次訴訟を500人規模で起こしたいと思っていて、350人ぐらい集まっているところです。訴訟の会の原告・会員になると、年会費2,000円でTPP新聞も発行しております。国民主権者である我々が、何としてもTPPを止める、止められる、アメリカ議会も絶対批准できないと、私は確信してお



ります。これからが闘いですので、よろしくお願いいたします。

質疑応答

Q1.

英文の公開文書を見ると、正式文書は英語で、間違いがないようにフランス語とスペイン 語に訳すとなっています。ということは、政府は語訳をしてもいいと言えると思いますが、 いかがですか。

A1.

(三雲崇正)日本語が正文でないということは、政府が訳文を出したとしても、そこに書かれている内容は条文の解釈には何の影響も及ぼさないということで、政府にとって都合の悪い条文については、少し丸めた表現、やわらかい表現にすることも想定されると考えています。従って政府が訳文を出せば、当然、今の



うちから公表されている英文に目を通し、どういうリスクがあるのかということを訴訟の会としても把握したうえで、主張や立証に生かしていきたいと思っています。証拠として政府が訳文を出したときにも、その訳が適切なものなのかチェックをしたうえで証拠として出すということを行いたいと思います。そもそも、日本語が正文にならないということが大きな問題です。安倍首相がこの交渉に参加することを正式表明した際に、「太平洋における貿易と投資のルールを主導して作っていく」という話をしたと記憶していますが、2番目の地位で入っていた日本が、自分たちの言語は使えないという交渉をしていたということがはっきりしたわけです。

(篠原孝) TPP は、2 年経って発効しなかった場合は、アメリカと日本が承認すれば発効するということになっています。GDP の割合で各国に差を付けるという変わった地域協定です。ところが、言語の方は、英語、スペイン語、フランス語というのはおかしいじゃないか。日本政府の答弁では、「後から入ったから日本語は入れてもらえなかった」と言いますが、これは嘘でしょう。メキシコとカナダも後から入ったんです。カナダは英語とフランス語が公用語です。それなら日本語も当然入っていいはずなのに、譲りまくった日本は、

そんな要求すらしなかったのではないか。日本国政府の伝統として、「日米構造協議」というのがよく例として出されるが、Structural Impediments Initiative は「構造的障害協議」なんです。これを「構造協議」というニュートラルな訳にしている。私たちは英文の方に常に立ち返って見なければいけないと思います。ただ、各国が変な訳をして勝手に解釈するのを許さないのでチェックをすると TPA 法案に書いてあります。大体条文というのは抽象的になっていることが多いので、よくわからない。この問題は尾を引くと思います。

Q2.

これは政治闘争だと思う。全国的にうねりを広げていくために、実害のある北海道や沖縄などの生活がかかってくるところで裁判所に出していくということは考えないのか。

A2.

(山田正彦) ご指摘の通りで、北海道と沖縄で訴訟を起こしたいと動いてきたが、なかなかできていません。地方はこれから大変なことになっていきます。農業や漁業も大変なことになっていきます。これから広範に行動していきたいと思っていますが、差し当たって、年内に 12 月 20 に都内で抗議の声を上げる集会を予定していますので、行動していきたいと思いますのでがんばりましょう。

Q3.

TPPと並行して日米協議が進んでいたと思いますが、それも TPP協定の一角を構成するのか。各国と交換公文をやっていたと新聞で読みましたが、これも TPPの一角なのでしょうか。

A3.

(岩月浩二)日米並行二国間協議というのは、元々の主旨は TPP 交渉が継続中に交渉し、TPP が発効したときに同時に発効するという条件をつけて協議している内容です。関税部門は TPP の一角を成しますので、非関税障壁について、TPP以上にハイレベルのものをめざすというものです。その概要は大筋合意の時に政府が公表しました。一番わかりやすいのは、日本の規制改革会議の中に米国企業の意見を反映する仕組みを作ることに合意したというとんでもない中身が入っています。これは TPP と別枠でそういうものが進んでいるということは事実です。その発効には、TPP の発効が一応条件になっています。各国の交換公文というのは、12 カ国統一のルールと言いながら、お互いの特殊性をそれぞれ 2 国間

で認め合う様な変な形になっていて、2国間の約束がたくさんくっついているというのが交換公文の中身。ぐちゃぐちゃになって毛糸の玉になったようなものが TPP ということだと思います。

「韓国やニュージランドのみなさんと、国際連携で闘っていこう」

TPP 交渉差止・違憲訴訟の会 副代表/原告 池住義憲



9月7日の第1回口頭弁論期日で、 その時に「あと2回期日を設けましょう」となりました。流れとしては2 月で結審という危機感がありました。 ですから、今日はとても大切な日で した。これが実際に意味のある日と なりました。まず弁護団のみなさん の準備と頑張りをねぎらいましょう。

私は 3 つ勝ち取ったと思います。1 つは実質審議に入りかけたということです。今日は ISDS、食の安全について述べましたが、不充分ながら実質審議に入ることができました。 2 つ目に、4 回目の期日が 4 月 11 日と決まりました。思い起こすとこの裁判を提訴したのが 5 月 15 日でした。門前払いになるという危機感を持ちながらも、少なくとも 4 回目の期日を入れさせたというのは、私たちの勝利だと思います。3 つ目は、協定書の日本語がどうなのかという突っ込みを入れたところ、国側からは中間報告を約束させました。年内に、協定の訳をどこまで出すのかはっきりさせる、それによって私たちの立証を計画するわけだから、被告に出させる、その回答を年内に約束させたということです。最後に、原告の意見陳述を巡って冒頭に 20 分ほど弁護団が頑張りました。口頭主義、直接主義に則って、3 人の裁判官に原告が苦痛を伝えるというのが裁判の原点です。民事訴訟法にも、憲法 32条の裁判を受ける権利があると書かれています。納得がいく裁判を勝ち取っていきましょう。2 月、4 月の口頭弁論では、もっと多くの人に集まっていただきたいと思います。

これで満足してはいけません。5回、6回と回を重ねていくことで実質審議を深めていき、証人尋問を勝ち取っていくことが必要です。また運動を地域で広げていかなければなりません。今日は韓国から9名の弁護団が来てくれて心強く思いました。ニュージーランドや他国の仲間たちとも連携し、国際連帯、国際連携の中で闘っていきましょう。